

## 参考資料 4

平成22年11月15日

青少年をインターネットの青少年有害情報から守る取組について

埼玉県知事 上田 清司

平成21年4月1日から、いわゆる「青少年インターネット環境整備法」が施行され、インターネットサービスを提供する事業者はフィルタリングサービスの利用を条件とすることが義務づけられている。

しかし、保護者がそのサービスの解除を申し出た場合は、口頭であっても無条件に解除できるため、法施行後においても有害なサイトへのアクセスから、青少年が犯罪に巻き込まれるケースが跡を絶たない。

また、地域の実情に応じて条例で規制を強化するなど各自治体で対策を講じているが、青少年の活動範囲は広域化しており、自治体単独での取組の効果は限定的となってしまう。

次代を担う青少年の健全育成は社会の責務であり、とりわけ青少年をインターネットの青少年有害情報から守る取組は、国をあげて行う必要がある。

そこで、九都県市首脳会議として、別紙のとおり、国に対して要望するよう、提案する。

また、九都県市においても、青少年をインターネットの青少年有害情報から守る取組をさらに進めていくこととし、一定の基準を満たした携帯電話の機種や機能の推奨について検討することを併せて提案する。